

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施結果報告

「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり報告いたします。
アンケートにご協力いただきました回答者の皆様に厚くお礼申し上げます。
アンケート結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 26 年 12 月 19 日（金）から平成 27 年 1 月 9 日（金）まで

2 回答率等

対象者数 1177 人

回答者 755 人

回答率 64%

3 回答者の属性

性別 【男性 411 人（54.4%）】 【女性 344 人（45.6%）】

年代別

	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代
人数	72 人	155 人	181 人	169 人	148 人	30 人
割合	9.5%	20.5%	24.0%	22.4%	19.6%	4.0%

地域別

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	366 人	220 人	96 人	55 人	18 人
割合	48.5%	29.1%	12.7%	7.3%	2.4%

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は小数点第二位を四捨五入

アンケート概要

「みえ森と緑の県民税（個人と法人の県民税均等割の超過課税）」に関する情報を得られた
広報について

Q1「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、
平成 26 年 4 月 1 日から「みえ森と緑の県民税（個人と法人の県民税均等割の超過課税）」
を導入しました。

あなたは「みえ森と緑の県民税」に関する情報を何で知りましたか？あてはまるものを
すべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）

289 人 38.3%

② 市町の広報誌	125 人	16.6%
③ その他団体の広報誌	10 人	1.3%
④ 県・市町のホームページやフェイスブック	23 人	3.0%
⑤ ポスター	29 人	3.8%
⑥ チラシ、リーフレット	9 人	1.2%
⑦ ポケットティッシュ等の啓発物品	5 人	0.7%
⑧ テレビ	18 人	2.4%
⑨ ラジオ	16 人	2.1%
⑩ 新聞	48 人	6.4%
⑪ 自動車税の納税通知書に同封されていたチラシ	44 人	5.8%
⑫ 個人住民税（みえ森と緑の県民税）の納税（税額決定）通知書	49 人	6.5%
⑬ 勤務先からの案内	11 人	1.5%
⑭ 雑誌やフリーペーパー	6 人	0.8%
⑮ 映画館におけるCM	2 人	0.3%
⑯ 研修会や体験会（木工、森林講座）など	2 人	0.3%
⑰ 県庁舎の懸垂幕	5 人	0.7%
⑱ 県または市町の職員による説明	7 人	0.9%
⑲ 人伝え（口コミ）	15 人	2.0%
⑳ その他	18 人	2.4%
㉑ 知らない	329 人	43.6%

【分析】

「みえ森と緑の県民税」の情報を得られた広報は、県政だよりみえ38.3%、市町の広報誌16.6%、個人住民税（みえ森と緑の県民税）の納税（税額決定）通知書6.5%、自動車税の納税通知書に同封されていたチラシ5.8%、ポスター3.8%、県・市町ホームページ等3.0%と、自治体の広報媒体等の効果が高いことが分かりました。そのほか、新聞6.4%、テレビ2.4%、ラジオ2.1%と、マスメディアも効果的であることが分かりました。

なお、6割弱の方が「みえ森と緑の県民税」を知っているとのことでした。

今後は、税が有効に活用されていることもあわせて周知を図っていきます。「みえ森と緑の県民税」に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/74681015390.htm>

自動車税の納期に関する情報源について

Q2 自動車税の納期限は毎年5月31日（平成26年度は休日等のため6月2日）となっています。あなたは、この情報を何で知りましたか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）	107 人	14.2%
② 県のホームページ	19 人	2.5%
③ 納税通知書	566 人	75.0%
④ ポスター	22 人	2.9%
⑤ テレビ	19 人	2.5%
⑥ ラジオ	22 人	2.9%

⑦ 新聞	16 人	2.1%
⑧ その他	36 人	4.8%
⑨ 知らない	98 人	13.0%

【分析】

自動車税の納期に関する情報源について、「納税通知書」が 75%と最も高く、次いで「県政だよりみえ（紙版・データ放送版）」が高いという結果でした。

また、その他の意見として、納期限については例年決まっているため把握しているのご意見もいただきました。

今後も多様な広報を実施し、自動車税の納期内納付の周知を図って参ります。

消費税・地方消費税について

Q3 消費税の 8%のうち、1.7%は地方消費税として最終的に地方の収入となります。

地方消費税は最終消費地の都道府県の収入となるため、三重県内で消費（買い物等）を行うほど三重県への配分が多くなる仕組みとなっています。

あなたは、このことをご存知でしたか？

※地方消費税の収入を都道府県間で調整するために、「消費に関連する指標」となる統計を用います。この指標は、三重県内で消費を行えば行うほど統計に反映されるので、三重県の収入が多くなります。

① 知っている	297 人	39.3%
② 知らない	458 人	60.7%

【分析】

消費者の方に負担していただいた地方消費税は、消費に関連する基準により各都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入になります。

地方消費税の配分方法について、知っていると回答した方は 39.3%でした。昨年度に比べて 4.9 ポイントアップしており、消費税に対する関心は高くなっています。

今後も引き続き、ホームページ等広報媒体を通じて周知を図っていきます。

なお、地方消費税に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16410017928.htm>

個人住民税の特別徴収（給与引き去り）について

Q4 特別徴収（給与引き去り）とは、事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同様に、事業主の皆さまに徴収していただき、課税した市町村に納入いただく仕組みのことです。

平成 26 年度から三重県内全市町で個人住民税の特別徴収（給与引き去り）を徹底していることを、あなたはご存じですか？

① 知っている	298 人	39.5%
② 知らない	457 人	60.5%

【分析】

三重県と県内全市町が、個人住民税の特別徴収（給与引き去り）を徹底していることをご存じかどうか伺いました。「知っている」39.5%、「知らない」60.5%という結果になりました。

今後も、皆様からのご意見を参考に、市町と連携して、特別徴収（給与引き去り）の徹底及び広報取組を推進していきます。

なお、『個人住民税の特別徴収』に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/45294017939.htm>

納税について（1）

Q5 税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。

納期限までに納付いただく「納期内納付」を推進するために、県の取り組みとして何が重要だと思いますか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応	374 人	49.5%
② コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり	507 人	67.2%
③ 納期限のお知らせなど納期内納付の広報	302 人	40.0%
④ 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育	226 人	29.9%
⑤ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口	106 人	14.0%
⑥ その他	30 人	4.0%

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取り組みとして何が重要だと思うかお尋ねしたところ、昨年に引き続き「コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり」が67.2%と最も高い結果になりました。

次いで「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」が49.5%と高い結果になりました。

「納期限のお知らせなど納期内納付の広報」は40.0%、「将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育」は29.9%、「税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口」は14.0%となり、昨年と同傾向の結果がみられました。

今後も引き続き、納期内納付推進キャンペーン等の広報や納税しやすい環境づくりに努めます。また、納付意志を示さない滞納者に対しては徹底した滞納処分を行い、滞納額縮減に取り組んでいきます。

納税について（2）

Q6 納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など厳しい対応で臨んでいることをご存じですか？

① 知っている	490 人	64.9%
② 知らない	265 人	35.1%

【分析】

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。

「知っている」とお答えになった方は 64.9%となり、昨年度より 4.0 ポイント増加しました。

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

(参考) 平成 25 年度 差押執行件数 6,321 件

自動車税の納税証明書について (1)

Q7 自動車税の納税通知書に、車検用の納税証明書が添付されていることをご存知ですか？

① 知っている	661 人	87.5%
② 知らない	69 人	9.1%
③ 自動車を持っていない	25 人	3.3%

【分析】

自動車税の納税通知書に車検用納税証明書が添付されていることは 87.5%の方が知っていて認知度が高い結果となりました。

反面、9.1%の方が「知らない」との回答であり、様式の見直し、広報等でさらに認知度をあげていきたいと考えます。

自動車税の納税証明書について (2)

Q8 車検の際、納税証明書が必要となります。どのような広報が効果的と思われますか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ (紙版・データ放送版)	192 人	25.4%
② 市町の広報誌	216 人	28.6%
③ その他団体の広報誌	30 人	4.0%
④ 県・市町のホームページ	100 人	13.2%
⑤ 自動車税の納税通知の封筒やお知らせ	592 人	78.4%
⑥ ポケットティッシュ等の啓発物品	54 人	7.2%
⑦ ポスター	76 人	10.1%
⑧ 新聞	131 人	17.4%
⑨ テレビ	201 人	26.6%
⑩ ラジオ	76 人	10.1%
⑪ その他	40 人	5.3%

【分析】

納税証明書が必要なことについての広報は、78.4%の方が納税通知書の送付にあわせた広報が効果的であると回答されました。直接手元に届くこともあり、効果は期待できるようです。

また、県政だよりみえが 25.4%、市町の広報誌が 28.6%、テレビが 26.6%みえました。
今後の参考とします。

県税へのご意見

Q9 最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聴かせください。(自由記載)

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。

税制制度に対する意見をはじめ、税金の使い途や広報活動まで、幅広い貴重なご意見をいただくことができました。

皆さまからいただいたご意見については、今後の税務行政運営に活かしてまいります。

多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。